

都度利用規則

本施設の利用者は、月額定期利用規則（第10条）に則り、運営者が別途定めた細則及びその他の運営規則を遵守することに同意し、自己の健康管理能力を有する16歳以上の個人の方（未成年者については親権者の同意を必要とするものとします。この場合、親権者は利用規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。）で、次の各号のすべてに該当し、かつ運営者が審査の上承認した方とします。

◆都度利用者資格条件

- (1) 医者から運動を禁止されてない方。
- (2) 他人に感染するおそれのある疾患（感染症感染性皮膚病等）に罹患していない方。
- (3) 入会の際、氏名、生年月日、住所等が記載された本人確認書類を確認できる方
- (4) 暴力団等の反社会的団体に関与していない方。
- (5) 葉物依存等による障害を有していない方。
- (6) 過去に本施設及び他社を除名となっていない方。
- (7) 過去に本施設及び他社利用者として在籍して、利用料を滞納していない方。
- (8) 次のいずれかに該当し、本施設が別途定める審査において入会資格が認められ、条件に同意した方。
 - ・刺青（ファッショントゥー）をしている方
 - ・妊娠中の方
 - ・上記の他、運営者が条件付きでの入会を求める方
- (9) その他運営者が利用者として不適当と認める事由のない方。

◆禁止事項（月額定期利用規則17条に遵ずる）

利用者は、次の各号に掲げる各行為を行ってはなりません。

- (1) 運営者の許可なく館内で撮影を行うこと。
- (2) 運営者の施設内において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為、勧誘行為、金銭の貰貸借、政治活動、署名活動を行うこと。
- (3) 他の利用者やスタッフを誹謗中傷すること。
- (4) 他の利用者やスタッフに対する暴力行為、迷惑行為や威嚇行為。
- (5) 他の利用者やスタッフに恐怖を感じさせる行為。
- (6) 他の利用者やスタッフに対する待ち伏せ、尾行等不快感を与える行為。
- (7) スタッフの業務を妨げる行為。
- (8) 他の利用者の利用を妨げる行為。
- (9) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等公序良俗に反する行為。
- (10) 施設、器具、備品の損壊（落書き等を含むがこれに限らない）、持ち出しをすること。
- (11) 動物等生き物を館内に持ち込むこと。
- (12) 施設内での喫煙。
- (13) 酒気を帯びての利用。
- (14) その他運営者が会員としてふさわしくないと認める行為。

◆損害賠償（月額定期利用規則21条に遵ずる）

利用者が、本施設を利用中、運営者の責に帰すべき理由以外の事由（利用者の持病、器質的障害を含みます。）により受けた人的、身体的又は物的損害に対しては、運営者は一切損害賠償の責を負いません。

2. 利用者は、本施設の利用中、利用者自身の責に帰すべき事由により本施設、又は第三者（他の利用者を含みます。）に損害を与えた場合は、すみやかにその賠償の責に任するものとします。

◆紛失物・忘れ物・放置物（月額定期利用規則23条に遵ずる）

- (1) 利用者が本施設の利用に際して生じた紛失については、運営者は損害賠償・補償等の責を負いません。尚、運営者の故意又は重大過失がある場合はこの限りではありません。
- (2) 運営者は、本施設に届けられた忘れ物及び放置物については、当該忘れ物又は放置物について記載した書面を本施設内に閲覧に供してから原則として1ヶ月保管した後、処分します。

運営者はその自由な裁量により都度登録を承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。また本施設の利用に際しては、本利用規則その他運営者が定める一切の規則等を遵守し、係員の指示に従っていただきます。